

宝塚市告示第 5577 号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

なお検査に際し、宝塚市計量事務手数料条例（平成22年3月31日条例第10号）に定められた検査手数料を納付するものとする。

令和8年（2026年）2月27日

宝塚市長 森 臨太郎

1 定期検査対象特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第2号に規定する特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第4号までに該当するもの）

2 検査区域

宝塚市内全域

3 検査期日及び検査日

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで（土曜日、日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日及び休日を除く。）の期間。

4 検査場所

当該特定計量器の所在の場所